

指定ごみ袋のサイズ・仕様等について

1. 指定ごみ袋のサイズについて

平成30年10月から指定ごみ袋制を導入し、「45リットル」・「30リットル」・「15リットル」・「7リットル」の4種類を設定

◎年度別各サイズの割合

(単位: %、人/世帯)

	45ℓ	30ℓ	15ℓ	7ℓ	平均世帯人口
令和元年度	32.7	29.1	22.8	15.4	2.51
令和2年度	32.4	28.4	23.4	15.8	2.49
増 減	▲0.3	▲0.7	0.6	0.4	▲0.02

注) 割合については、令和2年4月～令和3年1月の各取扱店への配達数より算定、

平均世帯人口は、令和元年度：令和2年3月末、令和2年度：令和3年1月末の人口／世帯数

■検討事項

内容	7リットルより更に小さいサイズの導入
目的・効果	更に小さいサイズの導入により、ごみ減量化の促進を図るとともに、市民の多様化するライフスタイルやニーズに対応する。
概要	指定袋導入前後より、特に単身世帯を中心に7リットルよりも小さいサイズを望む声が多くあった。
事例	京都市(45、30、20、10、5リットル)
検討課題	少量サイズを採用する自治体においては5リットルが多い。 7リットルは併売か廃止か。 サイズの追加となる場合、取扱店は対応可能か。

【参考】

木津川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 別表

区分	単位	手数料
1 可燃ごみ	市長が指定する袋(以下「指定袋」という。) 容量7リットル1袋につき	7円
	指定袋容量15リットル1袋につき	15円
	指定袋容量30リットル1袋につき	30円
	指定袋容量45リットル1袋につき	45円

2. 指定ごみ袋の仕様について

(1) バイオマスプラスチック導入の背景

現在、気候変動等の観点から、石油由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められています。

環境省「プラスチック資源循環戦略」においても、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの使用が掲げられています。

また、国等の機関において環境に配慮した製品の調達を促す「グリーン購入法」の基本方針において、2020年2月に「プラスチック製ごみ袋」が新規品目として定められ、調達基準を満たすことは、国等の機関においては義務、地方公共団体においては努力義務とされています。

[判断基準]

1)次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 植物を原料とするプラスチック 10%以上使用

イ 再生プラスチック 10%以上使用

2)上記ア又はイに関する情報の表示

[配慮事項]

○シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。

○植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 検討事項

内容	指定ごみ袋におけるバイオマスプラスチックの導入
目的・効果	環境に配慮した製品の調達により、CO ₂ の低減に寄与する。
概要	上記背景のとおり
事例	京都市（サトウキビ非可食部 10%）
検討課題	調達先事業者が確保できるか。 調達単価の上昇によるコスト負担へ対応できるか。

(3) 参考

バイオマスプラスチックとは

「再生可能な生物由来の資源を原料にした」プラスチックで、見た目は通常のプラスチックと変わらず、トウモロコシや、サトウキビ、トウゴマなど、大部分の製品が植物の「非可食部分」から作られているもの